



発大水第 74 号
令和5年4月26日

大山町水道料金審議会会長 様

大山町長 竹口 大紀



諮問書

下記の事項について、大山町上下水道料金等審議会設置条例第3条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

大山町の水道料金のあり方について

2 諮問趣旨

本町の水道事業は、供用開始以降、安心・安全な水の供給に努め、水道本管等の施設の維持管理を継続的に実施し、健全な経営に努めてきたところです。

しかしながら、水道施設の老朽化が顕在化しており、ますます増大する見込みとなっています。今後、老朽化しつつある施設の更新事業を適切に実施することが重要課題と考えています。

一方、水道料金については、平成29年4月に旧3町の料金を統一して以来、今日まで消費税に伴う改定を除き、据え置いております。今後、水需要の減少や施設の更新工事の増加などで安定的な経常利益が見込めないことが想定されます。

このようなことから、将来にわたり安定的な水道事業の運営を図るため、大山町の水道料金のあり方について貴審議会の意見を求めます。